

## 近世障害者史研究の成果と課題：生瀬克己の研究を事例に

樋原，裕二  
大阪社会福祉史研究会

<https://doi.org/10.15017/4772323>

---

出版情報：障害史研究. 3, pp.17-30, 2022-03-25. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

# 近世障害者史研究の成果と課題

—— 生瀬克己の研究を事例に ——

## Results and Issues of Modern Historical Studies on Disabled People:

Using the Research of Katsumi Namase as a Case Example

樋原 裕二

Yuji HINOHARA, Master of Arts

(大阪社会福祉史研究会)

(Society for the Study of Osaka Welfare History)

### 要 旨

障害学の議論のなかで歴史研究に注目されたり、障害史研究が登場したりと、近年は近世以前も含めて障害者の歴史研究が盛んになっている。ただしそういった近年の研究では、1990年代まで先行研究の議論が十分評価されていない。そこで本稿ではそれらのうちより生瀬克己の研究について、その成果とともに課題も確認した。

障害当事者である生瀬は、近世の障害者の人口や領主による保護や障害観など、多様な視角から障害者の歴史を明らかにした。またはじめて障害種別ごとではなく「障害者」の歴史の研究という枠組みを示したり、障害者関連の史料を収録した史料集を編纂したりといった、それまでの研究にはない大きな特徴や成果を残した。

一方で本稿では、生瀬の議論には関心が障害者差別へ偏るあまり、具体的な暮らしの実態解明が進まない、「障害」という名の差異でしか差別の原因を説明できていないなどの課題がみられること、また近世の人々が障害者に対して示した態度にみられるという「差別 対 友愛」という構図に実証性の不十分さがあることや、地域性を考慮していない点なども指摘した。

そのうえで本稿では、今後の障害者の歴史研究の参考として、結婚等の暮らしの実態解明、差別と友愛は一体であるとの見方、権力の意向をそのまま現実のものとして捉えず相対化して考えてみるといった視点を、事例を交えつつ提示してみせた。

### ABSTRACT

With the research of disability history gaining much attention within the discussion of disability studies, along with the emergence of the journal of disability history studies, historical studies on disabled people have flourished in the modern era. However, there has been a lack of critique on the discussion of research up until 1990. Thus, within this said research, I examined the results and issues of the research of Katsumi Namase.

A disabled person herself, Namase revealed the history of disabled people from a variety of perspectives such as the modern population of disabled people, protection via authorities, and attitude towards disabilities. Furthermore, she left great results and a huge imprint on the research field, as she was the first to reveal the mechanism of using historical studies of disabled people as a whole rather than distinguishing between the different types of disabilities, and compiled historical records related to disabled people.

Conversely, this paper points out that Namase's arguments: carry a prejudiced sentiment towards disabled people; do not progress in explaining the actual situation around the lives of disabled people; oversimplify the origin of prejudice against disabled people by attributing it solely to the "disabled" label; lack validity in the

composition of “prejudice and fellowship” seen in the modern-day attitude towards disable people; and do not consider regional factors.

From there, as a reference for future historical studies on disabled people, this paper uses real examples to demonstrate: concrete explanations of the lives of disabled peoples in areas such as marriage; the viewpoint that prejudice and fellowship are one and the same; and the perspective of relatively thinking through the intentions of authority without capturing the current reality.

## 0 はじめに

### 0-1 障害者の歴史に関する研究

障害者の歴史に関する研究は、「障害者史」（河野 1987）（広瀬 1997）（末森・高橋 2017b）（山田 2013）という呼び方をする研究者が比較的多いが、「障害者問題史（社会問題史）」（加藤 1983・1996）、「障害者の歴史的研究」（生瀬 1989）、「障害者生活史」（原田 2001）、「歴史のなかの障害」や「障害者の歴史」（山下編 2014）と呼ぶこともあり、近年は「障害史」（高野 2020a）（大谷・中野 2020）と呼ぶ者も現れている。固有の呼称が定まっているわけではなく、そのこと自体、これが研究テーマとしてまだまだ固まっていって途上であることを象徴していよう。

またこのテーマはそれ自体として論じられるというより、医療史・福祉史・教育史の一部として論じられることが多かった。従来の研究史整理においても、「障害者教育史の研究蓄積がぶ厚い」（山下編 2014：338）と指摘されている。実際、精神薄弱問題史研究会発行の雑誌『障害者問題史研究紀要』所収論文の多くは障害児教育史研究である。一方で歴史学プロパーからは以前はあまり関心を示されなかった<sup>(1)</sup>。

そのため研究者は他の分野と比較して数が少ないが、障害当事者（視覚障害者の加藤・広瀬・愼、身体障害者の河野・生瀬・花田、聴覚障害者の末森・津名）、支援者等の関係者（板原・岡田・伊藤・原田・谷合）、家族（高野）などが多いという特徴がある。逆に言うと、障害のない研究者や障害者が身近にいない研究者には関心を持たれにくいということになるだろう。

また障害種別ごとに歴史研究が進んできた傾向がある。視覚障害者史であれば（加藤 1974・1992）（谷合 1996）（広瀬 1997・2007）（グローマー 2007a）、聴

覚障害者史であれば（伊藤 1998）（津名 2005）（末森・新谷・高橋 2016）（末森・高橋 2017a・b）、精神障害者史であれば（板原 1998・1999・2000a・b・2001）（岡田 2011）（丸本 2012・2013）などである。障害当事者・関係者が研究者であることが多く、自身の直接関わる種別に偏るのだろう。

もちろんそのおかげで各々の障害種別ごとに研究が深まってきたという成果はある。だが一方で、全体としての障害者史像が見えにくくなってしまった感否めない。近代史では（山田 2013）のような通史が書かれたが、近世以前の前近代史においてもそういった作業がいずれ必要となろう。

### 0-2 近年の研究動向

上述の精神薄弱問題史研究会による『障害者問題史研究紀要』の刊行は、40号（2005年）で終了してしまった。荒川智によると、「10年前にSNE学会（日本特別ニーズ教育学会）が結成され、本研究会を担うようになっていた私たちの世代の多くも、そちらの方に多くの労力を割かざるを得なくなった。二つの会は当然その役割や性格をことにするものであった。研究会自身も「障害者問題史研究会」と名称を変え、裾野を広げる努力をし始めてはいた。しかし、時代はやはり「問題史」よりも、特別ニーズ教育やインテグレーション、インクルージョンについての研究を求めるようになっていったのだと言わざるを得ない。そして本誌の役割も終える時が来てしまった。」（荒川 2005：6）とされる。

つまり事実上障害児教育史の研究が主となってしまっていたのであれば、何もわざわざ「障害者問題の歴史研究」というテーマを設定する必要がなくなってしまったということだろう。それ以来、障害者の歴史研究に関する専門的な研究会は、近畿聾史研究グループや関東聾啞史研究会など一部の障害種別ご

との研究会を除いて、確認できない時期がしばらく続いていた。

他方、近年は障害学からこのテーマに関心が寄せられつつあり、(花田 1999) (末森・新谷・高橋 2016) (牧田 2018・2019・2020) (樋原 2019b) などの成果となっている。また『障害学研究』16号には特集「障害の歴史——歴史学と障害学が交わる場」も組まれている (大谷・中野 2020)。

ただ全体的には山田明の通史 (山田 2013)、藤井渉の論集 (藤井 2017) など、相変わらず近代以降を対象とした研究成果は多いものの、前近代史対象の研究はほとんどみられず、加藤康昭のように近代の障害者史を研究する者が、前近代にも目を配ることもあまりなく、研究は2000年代以来停滞気味であった。

障害者史研究が近現代史に多いことについては、筆者以外にも疑問に感じる声はあり、例えば『歴史のなかの障害者』(山下編 2014) に対する書評では、「本書において論じられる障害者の歴史とは、日英米独を中心とした、主として近現代の歴史である。なぜその時代、その地域が選定されたのか？わたしにとって、障害者の歴史といった場合、そもそも障害者なる存在が、あるいは障害者なる用語が、文書に記録されたその起源から始めるべきではないか？という常識的な思いがあったのだが (以下略)」(川越 2015) といった指摘もある。

そのようななかで近年現れたのが、高野信治による近世の障害者史に関する一連の研究である。高野は2015年の論文で「障害者に対するイメージを近世の人間観と関わらせて考察」しつつ近世の障害観を明らかにした。そのなかで先行研究の課題として、「時代性や通史的観点に注目した場合、近世の特質はどのようなものか」、「知的障害者・精神障害者への認識が希薄なこと」、「果たして、民衆は一体として存在してきたのか。そのような認識はそもそも妥当なのか。民衆そのものが差別の主体であるという見方も必要ではないのか」との3点を挙げた (高野 2015: 112)。障害者史研究において研究史整理がなされること自体が少なかったなかで、高野のこの指摘は大きな意味をもつものといえる。

近年は高野に代表されるように、歴史学からの注目が増えている。歴史科学協議会の2019年大会にお

ける高野報告 (高野 2020c)、日本史研究会「第9回歴史から現在を考える集い」における高野報告「障害認識を遡る」などである。さらに高野信治等によって障害史研究会の結成と科研が取り組まれており (2019年～)、『障害史研究』第1号 (2020年) 及び2号 (2021年) の発行に至っている。

高野は障害史を研究することについて、「心身の毀損や機能不全から障害という、人としての根源的な差異認識が生じる経緯について、前近代から近代へと通時的に、また政治・社会・民俗・文化・医学など多様な観点から統合的に解析し、もって「障害史」を構想し、現代の障害問題の展望をひらくことを目的」としたものだという (高野 2020a)。「多様な観点から総合的に」ということによって、1990年代までのように障害当事者や関係者しか関心を示さなかった段階と比べると、研究の担い手が大きく広がっていくことが期待される。

ところで高野が『障害史研究』第1号にて紀伊国田辺<sup>しかた</sup>における地方記録を用いて、「〈障害者〉の実態析出」を試みたように (高野 2020b)、近年の研究は障害者の暮らしの実態解明にも重きを置きつつあるような印象がある。しかし考えてみれば、聾啞者史研究において障害表象・聾啞表象 (聾啞者がどのように凶像で描かれているか、どんな仕草で意思疎通したか) や、筆談によるコミュニケーションといったことを明らかにしようという議論が近年になってなされているように (末森・高橋 2017a・b) (末森・新谷・高橋 2016)、従来の障害者史研究は聾啞者のコミュニケーション手段といった基本的な事実すら明らかにできてなかったことになる。前近代における障害者の、介護・仕事・家族・移動など、具体的な「暮らしの実態」はまだ不明なまま残っている<sup>(2)</sup>。

このような近年の研究史の動向を考えた際に、従来の先行研究に対する評価について、改めて考える必要があるのではないだろうか。障害史研究会など近年の諸研究では、個別の実証研究は積み重なっている一方で、1990年代までの障害当事者・関係者によって議論されてきたことをきちんと整理したうでの研究が、とくに近世以前の前近代史ではあまり十分ではないと考える。

そのうち本稿では生瀬克己の研究について振り

返ってみたい。なぜなら、彼の議論にはそれまでの他の研究にはなかった新しい成果が認められるとともに、他の研究者の議論にも共通するような、今後の障害者史研究を進めていくうえで踏まえておくべき課題を、もっとも明確に読み取ることができるからである。加えて筆者自身が主に近世を対象として研究してきたこともあり、かつ筆者同様歴史学からこのテーマに取り組んだ者だからでもある。

### 0-3 用語と対象について

なお本稿では平仮名や「障碍」に書き改めたりはせず、あえて「障害者」という用語を使用する。障害当事者にとって不快に感じられる方が少なからずおられ、かつ（じつは管見の限りでは大正時代にはできていたようであるが）戦後に普及した「障害者」という用語を歴史研究において使用することの是非は、いずれ稿を改めて考えてみたい。

またそこで指す対象者は身体障害者や視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者や知的障害者とする。史料に基づき事例を取り上げる際も、そのような者を意味すると思われるものを取り上げるようにしている。

ちなみに高齢者史やハンセン病者史、疱瘡・コレラ等の疫病史などの隣接領域は、障害者史を考える際にももちろん重要となるが、今回の整理の対象から外したことをお断りしておく。

## 1 生瀬克己の障害者史研究

### 1-1 経歴

生瀬の経歴について、以下『桃山学院大学 人間科学』37(2009年) 491頁を参考にみていきたい。

生瀬は自身も身体障害をもつ当事者である<sup>(3)</sup>。1942年に大阪府（おそらく東住吉区？）生まれであり、桃山学院高校卒業後、1974年より桃山学院大学勤務、2008年に死去している<sup>(4)</sup>。

大学は桃山学院大学経済学部で歴史学を専攻して卒業している（このときの師匠は安澤秀一である）。その後大学院は大阪市立大学経済学研究科に進み修了している（このときの師匠は原田伴彦である）。生瀬自身の言葉では「近世史の最初の手ほどきをしてくださった安澤秀一」「学問上の師原田伴彦」とある

（生瀬 1996：805）。

筆者自身は生前の生瀬を見知っている者とは面識はないが、著書や論文からみる限り障害者運動への積極的参加はあまりなかったようであり、運動家というより研究者という面が強い印象がある。ただし思想的には「全障研・きょうされん・障全協」系より「青い芝の会・障害者解放運動・自立生活運動」系に近いことは間違いない<sup>(5)</sup>。障害者解放運動活動家と共著を出したりしており（生瀬編 1986）、著書のなかには「〈青い芝の会〉のような障害者の立ち上がり（中略）きわめて新鮮であった」（生瀬 1996：804）という記述もある。また（倉本・長瀬編 2000）収録「障害学関連文献リスト」では、（生瀬 1999）は障害学の議論との位置づけがされている。

### 1-2 研究内容

生瀬の研究は、『桃山学院大学 人間科学』37(2009年) 494～500頁の著書・論文目録に網羅されている。生瀬は当初から障害者史を研究していたわけではなく、1960年代～1980年代は部落史を研究していた（卒業論文は南王子村の人口変動についてである）。これは部落史研究で有名な師の原田の影響かもしれない。そして1970年代末頃から障害者史研究を始めることになる。これは中世の賤民研究をしていた横井清の影響があったことを、生瀬自身も述べている（生瀬 1989：176～177）（滝澤 2008：463～464）。

生瀬の障害者史研究には、『『障害』にころされた人びと 昭和の新聞報道にみる障害の者（障害者）と家族』（1993年）や「破壊される心と身体」（2006年）など、近現代史を対象としたものもある。しかし生瀬自身は「近現代史を専門とする私ではないが」（生瀬 1993：204）と、近現代史研究は専門外との位置づけである。また周囲からも「生瀬克己の学問的な専門分野は、もちろん「近世の障害者」である」（滝澤 2008：463）と評価されていることから、本稿ではあくまで生瀬の近世障害者史に関する研究を考察の対象とする。

生瀬の近世障害者史研究について、『『孤独』と「放置」の精神史 障害者たちの「近世」年表編』（1983年）が最初の障害者史研究単著となり、以後『近世日本の障害者と民衆』（1989年）（『日本の障害者の歴

史 近世篇』1999年も同じ内容)、『障害者問題入門』(1991年)、『近世障害者関係史料集成』(1996年)などを刊行していくこととなる。他の障害者史研究者と比べて著書の「量」の多さが注目される<sup>(6)</sup>。

生瀬の研究の視点について、次の文章が象徴的である。

歴史学における研究状況が気になってくる。歴史学プロパーとでも言うべき研究史においては、障害者の存在は余りにも無視され、余りにも研究されないままに放置されていると思えてならない。(生瀬 1983 : 164)

従来の歴史学が障害者とその歴史に注目していなかったことに対して疑問を抱いたことが、障害者史研究に取り組んだ理由だったことがわかる。生瀬の研究がいかに先駆的であったかがわかる。

また生瀬は「障害者の立場で言うと」(生瀬 1983 : 7)、「障害者の側から言えば」(生瀬 1983 : 44)などといった言い方をよくしている。ここからあくまで障害当事者の立場からの歴史研究だったことがわかる。彼は当事者が歴史を研究することの意義を、歴史研究の著書ではないが以下のように述べている。

私たち障害者が新しい「歴史」、「文化」の形成をめざすためには、過去の歴史のなかで占めてきた私たち自身の「位置」を実証的に明らかにして、そこから「過去」を捨て、「未来」をめざすしかない(中略)私たち障害者が「新しい未来」のために、どうしても行わなければならない、こうした作業のための「武器」が過去の文献・資料である。(生瀬編 1986 : 14)

もちろん生瀬がこのような障害当事者の立場から障害者史を研究したことの意義は大きい。しかし今になって改めて振り返ってみると、「私たち」が「未来」を目指すための「武器」としての位置づけという歴史研究が、学問・科学としての客観的な歴史の議論になっていたのか、史料解釈ひとつとってみても、そこにある種の「歪み」が生じていなかったかという疑問も感じないわけではない。

## 2 生瀬障害者史研究の特徴

### 2-1 研究成果

ここでは改めて生瀬の障害者史研究について、その特徴を押さえておきたい。

まずは何といても、障害者史へと切り込んでいく、その視角の多様さである。例えばこれまでの議論においても、(生瀬 1989)は「本書の多角的な分析視角は近世の障害者研究の今後の方向性、可能性を提示するものといえよう」(横田 1994 : 530)と評価されている。

検地帳を基にした障害者の人口や家族構成解明(生瀬 1989 : 53~71)(生瀬 1991 : 120~125)、農村や都市における障害者の仕事・職業(生瀬 1991 : 125~132)、領主による障害者保護(生瀬 1991 : 135~141)などについて明らかにした。また領主だけでなく民衆や儒学者など様々な人々のもつ障害観についても注目し(生瀬 1983 : 36~51)(生瀬 1989 : 137~173)、障害者の愛や結婚にも言及している(生瀬 1988 : 165~175)(生瀬 2000 : 114~121)。

このように多様な視角、豊富な事例を提示したところに、生瀬の障害者史研究の特徴がある。先行する加藤の研究が、理論的な枠組みはともかく実証面では当道座に関する議論が多かったのと比較すると、その特徴が一層際立ってくる。

また先行研究に対する「近世の仏教説話に関しては、古代・中世の仏教説話に対するような〈障害〉の有り様や認識の析出、の如き問題意識を持つ視点は不十分のようだ」(高野 2018 : 57)という高野の批判があるが、仏教における障害観に注目した研究(生瀬 1983 : 28~36)もあり、生瀬に関する限り妥当ではない。

またそもそも生瀬が研究したのは「障害者」の歴史だったという点にも注意したい。つまり視覚障害者・身体障害者以外に、量的には決して多くはないが知的障害者(生瀬 1997 : 173~174)、精神障害者(生瀬 1989 : 103)にも注目して、幅広く障害者全般について論じているのである。「知的・精神障害者への注目が不十分」との高野の指摘は生瀬に関する限り当てはまらないと考える。そしてこのような生瀬

の議論のもつ意義は、「盲人」「聾啞者」などと異なる言葉で障害種別毎に言い表されていた人々をめぐる問題を、「障害者」という同じ枠組みで論じる可能性を初めて示したという点である。先行する加藤の研究も、実質的には視覚障害者史研究だったことを考えると、生瀬の議論は大きな意義があったといえる<sup>(7)</sup>。

さらに生瀬の議論について考える際に、障害者差別への注目についても重要である。高野は先行研究が残した課題として、「民衆そのものが差別の主体であるという見方も必要ではないのか」（高野 2015：111）と指摘している。しかし（生瀬 1989：54・116）では民衆による差別にも注目されているし、（生瀬 1999：26～27）では高野が参考にした横井著書の同じ箇所を引用している。先行研究でも「民衆の中の健常者対障害者という亀裂を明らかにすることにより、それを乗り越える方向を探ろうという視点のもとで書かれたものである」（横田 1994：530）と評価されていることも考えると、障害者差別を階級闘争と捉える河野勝行への批判としては有効だが、生瀬には当たらない批判と考える。

また忘れてはならないことは、法令や検地帳等の記録など多数の障害者関係の史料を収録した史料集を作成したことである（生瀬 1996）。その後の研究の基盤を整備したということであり、一見地味ではあるが歴史研究者として非常に重要な成果である。生瀬以外にこのような仕事を成し遂げた研究者が、未だにこの分野においてほとんど現れていないことが<sup>(8)</sup>、いかにこれが手間ひまと労力のかかる（その割に得るものが少ない）難しい業績だったかということ物語っている。

## 2-2 課題

上述のような様々な成果のある生瀬の研究だが、今日改めて読み返してみると、課題も少なからずみえてくる。今後の障害者史研究にとって、むしろこちらのほうをしっかりと考えていくべきだろう。

上述のように生瀬の議論はそれまでの研究と異なり、「障害者」の歴史という枠組みを示したのだが、まさにその点が今日再考を迫られる状況にある。それというのも2019年の歴史学研究会大会において、廣川和花による高野報告への「現代の認識枠組を用

いて史料を読むことの危険性」があるという指摘がなされたためである（『歴史評論』842号72頁）。つまり戦後になって普及した「障害者」という用語を、近代以前の歴史研究に使うことの難しさであろう。ところが今から考えるとそのような指摘を受ける機会は何度もあったようにも思われるが、不思議なほど生瀬の議論ではあまり意識されていない印象がある。「本稿でいう障害者とは〇〇の状態にある者のことを指す」といった定義がないのである。そのような批判を受けたことがなかったのだろうか。

また一般向けの著書が多く専門的な論文集が少ないこともあってか、生瀬は研究史整理をほとんどしないのである。加藤が、先行する中山太郎の研究の課題を念頭に議論したことを考えると（加藤 1974：13～19）、先行する加藤、ほぼ同時期に研究した河野の議論と比較して、自身の研究の位置づけが不明であることは、（教育や福祉といった他分野からではなく）歴史学出身の歴史研究者としていかなるものか。

生瀬の議論で最も大きな課題と思われるのが、差別的な障害観の解明に偏った議論であったことではないだろうか。高野は加藤の研究も含めて先行研究について、「差別意識や視覚障害への特化が指摘できる」と指摘している（高野 2020c：45）。元々部落史研究から出発したため、差別問題に注目しがちであるのはやむを得ないともいえようが、例えば障害者の仕事・生業に関して生瀬は次のように評価している。

端的にいうと、「心身の残存機能」の活用による「職業自立」の可能な障害者にとってのみ、いわゆる「自立への道」が開けていたということである。言葉をかえると、こうした形での「職業自立」の困難な障害の重い障害者たちは、自立できない「絶望の坩堝」へとほうり込まれることになったのである。（中略）この「職業自立の可否」という尺度が、障害者自身とその家族・身内を「脅迫」しつづけるのである。

（生瀬 1996：9）

このようにせつかく「障害者はどんな仕事をして働いていたか？」という重要な視点を提示していながら、それに対して自立が難しい障害者への差別を

説明する前提との位置づけしか与えられておらず、それ以上議論が深まっていかないのである。

他にも仕事、結婚、保護など、多様な論点を示したが、結局議論の全ては「差別や偏見が強かった時代」「孤独と放置にさらされていた時代」という結論にしか結びつかないことが多い。各論点は深められることなく、結果として実績の多さの割には歴史の実態解明が進まなかった印象がある。

しかし例えば仕事でいうと、「障害がありながらどのように農作業したのか?」ということや、「障害者がなぜ辻番に雇われたのか?」といった点が疑問になるし、結婚でいうと「障害者夫婦はどんな結婚生活を送っていたのか?」という点も興味深い点であり、もっと切り込んでいくべきではなかったか。

また差別への注目という点でいうと、生瀬の議論では差別の原因を「障害」という名の「差異」によって説明したということも再考が必要ではないか。例えば1865年に自殺した飛騨高山の「言葉のはなせない障害者」について、「生まれつきの「瘡」だから、どんなわけがあって、こんなことになったのか、まったくわからない」という町年寄の日記の記述を基に、生瀬は以下のように論じている。

現代のように、手話も、ろう者のための教育もなかったころのことです。おそらく、手まねのようなゼスチュアのほかに、たがいの気持ちやころをつたえあうことはできなかつたでしょう。相手が、よほどのまごころをもって時間をかけて、工夫をこらして接してくれれば別でしょうが、そうでないかぎり、忠蔵のような障害者は、人びとのつながりの外側におかれることになったのでしよう。そして、障害の種別や程度によっても事情はちがったと思いますが、江戸時代の障害者は、それぞれの障害のゆえに、こうした不透明な孤独と放置をしいられていたのです。

(生瀬 2000 : 108~109)

要するに「耳が聞こえる人々にとって、耳の不自由な障害者の気持ちなどわからなかつた」ということになるだろうが、この理屈では、障害者と健常者という「差異」がなくならない限り、差別もなくな

らないということにならないだろうか。

この点について、例えば河野の研究は、「障害者差別の発生を階級社会の成立という、歴史の特定の段階にもとめる歴史的視点を確立することで、障害者差別が人類の発生とともにあるとする「宿命」論を克服し、歴史的に成立した障害者差別は歴史的に廃止・消滅することができるという、障害者史の未来への展望を切り開いているのである」と評価されており(細川 1989 : 48)、また高野は「マイノリティが析出(差別)される視座、その形成の政治的、社会的なメカニズムがまずは明らかにされる必要がある」と指摘していることが参考となる(高野 2015 : 108)。

これらの指摘からは、障害者の歴史研究とは「なぜ障害者差別が起きたのか?」ということ、政治や経済、思想や価値観といったものの、各時代のあり方と関わらせながら明らかにすることであるべきということになるだろう。差別する側とされる側に障害の有無という違いがあるという点に差別の原因を見出すことは、歴史研究の役割ではないと考える。

また生瀬の議論がもつ『「差別」対『友愛・同情・共感・肯定』』という構図についても考えてみたい(生瀬 1989 : 94~96・145~147)(生瀬 2000 : 62~64)。例えば以下のような記述がある。

近世の障害者は、排除と受容、敵意と友愛といった、あいことなる状況のなかでゆれうごいていたかにみえる。(中略)それでも、伏流として存在した《友愛》をふくらましていきたいものだと思う。(中略)本書では、圧倒的な障害者差別にくらべて、民衆のなかの伏流としての《友愛》《互助》をみいだしたのみであったが(以下略)

(生瀬 1989 : 176)

また他の著書では、中世から近世への変化を「障害者について、ささえあい、その存在を肯定的に受けとめようという、そうしたものが民衆のなかに、小さな伏流としてあった(中略)下剋上の時代」が、近世になると「障害者をめぐる、本来のささえあいが、うすめられていき、障害者そのものにたいする、たしかな肯定といったものが、民衆のなかからみうしなわれがちになっていった」と評価している(生

瀬 2000 : 117~119)。

しかし友愛が差別に取って代わられる時期や背景は明らかではない。そもそもこのような構図は実証的な議論から導かれたものといえるのだろうか。

例えば友愛なるものの根拠のひとつに、来日したドイツ人ケンペルの『江戸参府紀行』に書かれている、四日市で「盲目の老人の手を引く順礼女性」をみたとの1691年記事がある。しかしその後の見附訪問時の記事には、行き倒れの「瀕死の僧侶」を誰も救おうとしない日本人を「石も涙を流すかもしれないこうした場面にも、日本人は全く冷淡であった」と評価する記述もある(斎藤訳 1977 : 212)。これでは同じ時期の近い地域の同階層の人々のなかに、視覚障害者の移動を助けるという友愛と、倒れている病人を見捨てるという排除といった、正反対の姿勢が併存していたことにならないだろうか。

その他にも、法令によって権力が命じたことと、実際の障害者のあり方を即座に直結させて論じる傾向がある点も見逃せない。例えば辻番にみる「障害者の居場所」の喪失(1670年の幕府禁令)について、「老人・子どもと歩行のなかまぬ障害者の辻番への採用を禁止している」「世の中の幕藩制的秩序が整備されていく過程で、それまでの「障害者の居場所」が一つ失われていったことになる」と評価している(生瀬 1996 : 13)。

しかし1683・1715年にも同様の禁令が繰り返し出されていることを、生瀬自身が史料紹介しているように(生瀬 1996 : 146・196)、本当に法令のとおり現実になっていったのだろうか。権力が何かを禁止したり奨励したりするということは、現実はそうならなかった可能性があったということだろう。「障害者を辻番にしてはいけない」という法令をその後も繰り返し出すのは、守られていない故とみるべきではないか。権力側の意向は史料として残りやすいが、それを受けた民衆側の反応も併せて検討する必要があるだろう。

加えて地域性への目配りが乏しいという課題もある。生瀬の研究は、蝦夷と琉球を除く全国各地の事例によって議論が構成されている(加藤など他の研究にもみられる傾向である)。しかし結局そこで論じられる障害者史像は「どこにでもあるように見えて、

どこにも存在しないもの」になってはいなかったか<sup>(9)</sup>。

例えば視覚障害者史研究では、施行を求めて旅する瞽女こぜに対して、公費で宿泊費を出す関東と、扶持を出す中国・四国地方といった地域差が存在したという(グローマー 2014 : 94~119)。近代化以前の日本列島において、西日本と東日本、或いは農村と都市など、各地域によって障害者の暮らしや障害観に違いがなかったとは考えにくいのではないだろうか。

また上述のように生瀬は史料集を作成したのであるが、「私が目を通しうる」という、非常に狭い範囲内での障害者に関する史料を年代の順に一応の整理を試みたのが本史料集である」と述べている(生瀬 1996 : 4)。確かに近年「創作性を内在しにわかに史実とは認定しがたく編年困難なためか、説話類からは皆無」であると指摘されており(高野 2018 : 57)、1990年代半ばまでに編さんされていた史料集からも取りこぼした史料は相当数あったと思われる<sup>(10)</sup>。

### 3 今後の障害者史研究について

#### 3-1 具体的な「暮らし」の実態解明

上述のような課題のある生瀬の研究だが、そうはいってもやはり貴重な成果であることに違いはない。後に続く我々は、まずは彼の提起した論点をより深め、近世の障害者の「暮らし」の実態を解明していくことが求められるだろう。

例えば障害者の結婚について、生瀬は盲人同士が自由に結婚できていた「下剋上の時代」とは異なり、近世は次のように変化していったと評価している。

江戸時代になって、障害者や、そのまわりにいた人たちにしてみれば、幕府(=権力)の許可をえなければいけないと考えるようになっていったのでしょ。う。当人どうしの共感や、おたがいの、ささえあいよりも、権力の許可のほうが重視されるようになっていったのです。

(生瀬 2000 : 118~119)

これについて、「どのような障害であれば結婚できたのか?」「結婚生活を支えた条件とは何なのか?」といった点を深めて論じてみたのが、以前の筆者の

研究であり（樋原 2019b）、視覚障害や身体障害、知的障害のある男女でも結婚できていたこと、身分の高さや奉公人の雇用といった条件によって結婚生活を継続し得たことなどを明らかにした。

また障害者の移動について、生瀬は障害者が乗り物の使用を許可されたり、助郷役として盲人手引が利用できたと指摘している（生瀬 1989：99）。これに関して次の事例をみてみたい。

（前略）町役の衆は、善兵衛に此よし申聞、善兵衛病氣にて歩行なりがたければ、駕籠に足をかりてなりとも、京都へのぼり、御禮に罷出べしとす、むれば、善兵衛もとくより其事心掛御座あるべきよし也、しかし駕籠にて参ることは思ひもよらず、是迄更に歩行のならぬにもあらず、平生すての介抱にはなれど、すて女せわしく闇がはしき時は、随意に二便などを調ることあれば、更にこしぬけ足なへたるにもあらず、人並にこそなけれ、よの人の一時にて行かれし程の道は、三時四時ないし一日もかゝらば、行かれぬこともあるまじ、實に足なへならば是非なし、乍恐御奉行様へ御禮に参るに、駕籠などにては恐あり、くだへしけれど、足なへならばいかゞせん、杖にすがりてあゆめば、人並ならねど、可参足はなきにしもあらず、是ほど冥加にあまることなるに、駕籠にては甚だもつて恐多し、何卒いざり同然にいたして成とも、此ま、御禮に参りたしといふに（以下略）

（同文館編輯局編 1910：623）

以前に筆者の論文中にて取り上げた史料だが（樋原 2020b：36）、1798年に山城国綴喜郡八幡平谷町に住む「すて」が父善兵衛への孝行を奉行所から表彰された際の記録である。善兵衛は「疝癰」「痛風」の病のため歩行が困難だったため、娘の表彰に対するお礼を伝えるべく奉行所へ向かう際に、「町役の衆」から駕籠の使用を勧められた。だが「自分は全く歩けないわけではない、人並みではないが時間をかければ奉行所までたどり着ける」といい、また「奉行所に駕籠で行くのは恐れ多い」と杖を使って歩行していったという。

周囲の人々が駕籠に乗るよう勧めたように、確か

に生瀬の指摘通り病気や障害があれば駕籠の使用が認められたのだが、一方で善兵衛がそれを固辞したように、身分制社会ゆえに低い身分の者が使用を自粛してしまう面もあったのである。

加えてこの事例では、駕籠に乗ることを「歩けないひと扱い」であるかのように善兵衛が受け取っていること、「歩けないひと扱い」をされたくない、「自身の足で歩くのが当然だ」という規範意識を強くもっていることにも注目したい。障害者の移動について論じる際には、こういった側面も併せて検討することで、より実態に迫っていくことができよう。

### 3-2 「差別 対 友愛」という歴史像の再検討

上述のように生瀬の研究は障害者差別に注目しつつも、差別の原因や構造の歴史的解明にまで及ばなかった点を課題と考える。そこで参考になるのが、近世において貧困の救済が不十分だったのは、年貢の村請や貨幣経済に関係があるとした木下光生の研究である（木下 2017：306～307）。つまり貧困者への差別や不十分な救済は、村・家のあり方などによって歴史的に形成されてきたということになる。障害者差別についても、なぜその時代、そのような形の障害者差別が起こるのか、それは前代とどう異なるのかといった点を考えていく必要がある。

いわば障害者差別の生まれるメカニズムの解明ということになる。「障害がある」という事実は何らかの「条件」が加わると差別が発生してしまう、その「条件」が河野なら階級支配、加藤なら社会問題化、高野なら身分制の「役」だといえないだろうか。

じつは生瀬の議論のなかにも、これを考えるにあたって参考となるものがある。それが中世段階では農村に多かった障害者が、近世になると都市に移住するようになっていくという変化を説明した、以下の指摘である。

小家族経営よりは大家族経営に包摂される半隷属的な存在としての障害者のほうが多かった。論理的には、複合大家族経営から単婚小家族経営へという展開のなかで、経営の内部に障害者を包摂しうる余地は小さくなっていったと考えられる。

現実には、文禄三年の検地帳にみられるごとく、

きわめて零細であったかもしれないが、土地保有農民として道を歩みはじめたことは確かである。しかし、そのまま土地所有農民として順調に成長できたかどうかは疑問である。多分、時代をくだるにつれて土地経営の表面から姿を消していき、たとえば「親がかり」「伯父がかり」といったかたちでの被扶養者として生活せねばならない可能性が大きくなっていったのではないだろうか。

(生瀬 1989 : 66~67)

つまり農民の経営規模が小さくなるにつれて、増大する農作業の負担を担い切れない障害者に対する差別が激しくなり、家族への依存度が強まったり、都市へ移住せざるを得ないといった、農村における暮らしの変化が起きたということになる。

以前筆者は近世の京都における認知症高齢者について論じた際に、この生瀬の指摘を念頭にしつつ、同居家族がいて日中であるにも関わらず徘徊が起きてしまっていたこと背景には、世帯規模の小ささがあるのではないかと論じたことがある(樋原 2021 : 118)。障害者差別と家族の小ささを関連づけて論じるという視点は、生瀬のその後の議論のなかであまり活かされている様子はないが、中世段階におけるそれとはまた異なる、近世段階における差別の原因のひとつになり得るのではないか。

また上述の『江戸参府紀行』の記述をめぐって論じたように、生瀬のいう障害者の歴史像が抱えていた『『差別』対『友愛・同情・共感・肯定』』という構図自体を、そもそも我々は再検討すべきではないか。そのために本稿では、差別と友愛という一見矛盾するものが、じつは一体であるという歴史の見方を提案したい。

生瀬のいう「友愛」の根拠のひとつが、「私可多咄」に収録されている、ひとと異なる子供を「鬼子」として殺そうとする親を「いつれもある事なれハ、心うく思ふまし」と諫める者がいたという記事である(生瀬 2000 : 62~64)。これに関して筆者は以前の研究発表の場で、中世では障害児を殺害しようとする理由も守ろうとする理由も、「障害者は神仏の化身である」といった「聖性」と、「障害者は鬼や化け物である」といった「魔性」だったが、近世になる

と「労働力としていかに役立つか」といった新たな基準で殺害しようとする理由も守ろうとする理由も語られるようになると論じたことがある(樋原 2015)。

このとき取り上げた次の史料をみてみたい。

(前略) いにしえ天地の開け初めし時は、その気候もするどにして、その気をうけたる人なれば、その形も怪しくすさまじく、夜叉の如き類多かりけるにや(中略) 猿田彦の神などいいけるも、鼻高くあやしき顔なりけるとぞ伝え侍る。老子は(中略) 白髪にて生まれ給うよし。馬呈徳が子も(中略) 生まれてよく物いいたと『五雜俎』(民代の随筆)に見えたり(中略) 武蔵坊弁慶は、生まれ落ちて物をいい、這い歩き、歯生いたりと申し伝え侍る。

これらの類、今の世にも、まま多き事なり。しかれども、鬼子といて、ひねり殺し水に流す者あり。これ道理にくらき故なり。天地造化の変なれば、かようなる事、いくらもあるべき事と心得て、育ておくべきなり。この子長生の後、いかようなる名人にか成りぬべき、はかりがたし。

(中略)

或いはまた生まれ子に、えもいえぬ不具なる者あり。盛長して後も、人前にも出しがたき類の児は、親の心に任すべきなり。(以下略)

(中江・山住 1976 : 326~327)

これは医師である香月牛山の医書「小児必用養育草」(1703年)の「鬼子殺し」に関して戒めている文章である。「鼻高くあやしき顔」など、昔からひととは異なる容姿・言動のある子供は生まれるもの、「いくらもあるべき事」であるので、「鬼子といて、ひねり殺し水に流す」ことは「道理にくらき」ために行なってしまう間違った行為であると述べている。注意したいのは「えもいえぬ不具なる者」で「人前にも出しがたき類の児」は殺しても構わないとも述べている点である。

つまり「鬼子を殺してはいけない」という医師でさえ、「不具」の子の殺害は否定しないのである。ここからは、相反するふたつの障害者に対する考え方が対抗関係にあったという生瀬の描いた構図が、実

証的ではなかったのではないかという疑問が生じる。むしろ障害者を守ろうとする論理と殺そうとする論理とは（現代の我々の感覚からみるとなぜ同居し得るのか不思議だが）表裏一体のもの、同じ考え方に根差すものだったと考えたほうが実態に近いのではないだろうか。差別と友愛は、実は同じものの異なる側面に過ぎないという見方である。

そうだとすれば、差別を否定するには、一見友愛に思えるかのようなものをも克服する必要があるということを、歴史研究から提起することも可能ではないだろうか。

### 3-3 「権力の意向」の相対化

上述のように、生瀬は権力の意向と実際の障害者のあり方を即座に直結させて論じる傾向があった。ここでは権力の意向を相対化して、実際の障害者のあり方をみよめる視点を提示したい。

例えば孝子顕彰史料の使い方である。『官刻 孝義録』に代表されるような、親孝行な息子や嫁、夫へ貞節な妻などを顕彰した際の記録は近世社会において数多く残されており、筆者も障害者史研究において何度か使用している（樋原 2019a・2019c）。そのような史料のひとつである、1874年に足に障害があり歩けない夫への貞節を表彰された相模国足柄上郡に住む喜多という女性の記録について、生瀬はつぎのように評価している。

障害者に献身する女性を賛美することで、結果として、障害者のための介助役割を、「女性のもの」（ときに母、妻、姉妹とかわりはしても）とするような固定的イメージをつくりあげていくことになったということである。

（生瀬 1996：9）

しかし「周囲の人々（おそらく、喜多側の人たちであろう）は、喜多に婚約の解消をすすめている。その理由は、障害者を夫にもつということは、生活上のあらゆる負担が、その妻にかかってくるというところにあったのだろう。」（生瀬 1996：9）と生瀬自身が述べていながら、その意味を十分くみ取っていないと思われる。

それというのも、例えば同じ19世紀でも次のような事例もあるからである。1811年に肥前国高来郡茂木村の辰次が自身の娘を殺害した罪で処罰されるということがあった。裁判の記録によると、辰次の父親法玄は「耳遠盲目之儀殊老年にて家内歩行も不自由」であり、辰次の妻「みさ」とはうまくいってなかったようで、あるとき「みさ」が法玄を言葉荒く咎めたことに怒った辰次から殴られたことがきっかけで、「みさ」は娘を連れて実家に帰ってしまった。このままだと父を介護する者がいなくなることを心配して「みさ」を連れ戻そうと実家を訪れた辰次は、離婚を望む「みさ」の親族から「「みさ」は帰るつもりはない、女房（となり得るような女性）は何も「みさ」ひとりだけではないのだから諦めろ」と離婚を勧められ、絶望し無理心中を図って娘を殺害したという事件である（森永編 1962：180～184）。

一見すると「みさ」を連れ戻そうとした辰次の行動は、生瀬のいうように「介護は女性の役割」と認識していたからのようにみえる。しかしそれは辰次が日中家を出て働きに出ることで法玄ひとりが家に残ってしまうことを心配したからであり、ここではむしろ「みさ」の親族が離婚に反対しなかったことにこそ注意したい。

つまり「介護は女性の役割」という認識が広く世間一般に浸透していたとしたら、「みさ」の親族は離婚を許さなかったはずではないかということである。筆者は以前「障害のある夫と離婚しなかった妻を称賛する「美談」は、近世では枚挙にいとまがないほどである。それにも関わらず、明治時代に至ってもなお障害のある夫は妻から離婚される可能性が高かった（それ故喜多の行為は奇特であり表彰に値した）ことを、この事例は示している」と論じたことがある（樋原 2019b：25）。

近世を通じて権力があれほど盛んに「障害者を介護する女性」を顕彰しても、明治に至るまでそのような考え方は人々に十分浸透していなかった、障害者の介護の実態とはそのようなものだったのではないだろうか。ここからは、たとえ封建社会とはいえ、幕府や藩といった権力側の意向が、それだけでただちに現実の障害者のあり方を規定することにはならなかったという見方もできよう。

#### 4 おわりに

本稿では近年障害者史研究が活況を呈し始めた状況を鑑みて、改めて以前の先行研究について振り返り、その成果と課題をpushしておく必要があると考え、生瀬の障害者史研究についてみてきた<sup>(11)</sup>。

研究視角の多様さ、「障害者」の歴史という枠組みの提示、史料集の作成など、研究史上における生瀬の研究のもつ意義は大きなものがあつた。一方で「障害者」という枠組みで歴史を論じることの難しさ、差別に偏るあまり実態解明が進まなかつた点、「差別対 友愛」という議論の構図の実証性や地域性への注目の不足など、課題も多くみられた。

そのような成果と課題を念頭に置きつつ、今後の障害者史研究を進めていくための、ひとつの筆者なりの見方を提示してみせた。まだまだ検討中の点も多く含んでおり、決して固まつたものではないが、ひとつの参考にはなるだろう。

また筆者はこのような生瀬の議論がもつ課題が、ひとり彼だけでなく、その後の他の研究にも共通して指摘し得ることであると考えている。生瀬の研究も含め、とくに1990年代までの先行諸研究の全体的な成果と課題については、稿を改めて論じてみたい。

近年の障害者史研究において、このような生瀬の研究がもつ成果と課題がどれほど強く意識されているのかという点を疑問に感じたことが、本稿執筆の理由である。『障害史研究』の刊行や各種学会での注目などは喜ばしいことではあるが、生瀬や加藤、河野といった先人達の遺したものを、より正しくより有効に、そしてより批判的に継承していかなければ、障害者史研究は結局のところ次第に衰えていってしまうのではないかと危惧したのである<sup>(12)</sup>。

そもそも筆者が気になっているのは、管見の限り、生瀬の研究を引き継いだ「弟子」が確認できないことである。同じ近世障害者史研究の加藤の場合、その研究実績や人柄、思想などを語ってくれる者が何人もいる<sup>(13)</sup>。しかし生瀬の場合、亡くなった直後の大学機関紙追悼号にてそういったことが語られたことを除いて、生前の生瀬がそもそもどういった考えや想いでこのテーマの研究に取り組んだのかといっ

たことを、他者が語るものがほとんどないのである(近世の障害者について研究してきた筆者が、加藤の研究について未だ整理できていないのも、こういった理由のため生瀬の研究についての整理を優先したためである)。

だからこそ、亡くなって10年以上経ってしまった今日、改めて生瀬の研究について振り返っておかねばならないだろう。筆者にその任に堪え得る自信があるわけではないが、他にそれを試みる者がいない以上、これからも生瀬の遺したものと向き合い続けていきたいと思う。

#### 注

- (1) 例外として(新村1989)(横田1994)がある。
- (2) 筆者は介護の担い手について(樋原2019a・c)、また「歩行困難者」の移動の実態について(樋原2020b)にて明らかにしようと試みたことがある。
- (3) 障害の具体的な内容については不明だが、『桃山学院大学 人間科学』35号2頁をはじめいくつかの著書等の記述によると、歩行が困難だったことがわかる。ちなみに2005年に発行された和歌山人権研究所にて開催された講座の記録によると、電動車いすを使用していたとあり(生瀬2005:28)、晩年はとくに歩行が難しくなっていたことがわかる。
- (4) 筆者自身は2011年より障害者史研究に取り組み始めたため、生前の生瀬と面識はないことを予めお断りしておく。
- (5) なお戦後の障害者運動の全体的な動きについては(杉本2008)4～9章を参照されたい。
- (6) ただし専門的な論文集は少なく、日本史研究会や大阪歴史学会のような歴史学関連の学会にて報告したような研究があまり収録されていない点が気になる。障害ゆえにそのような歴史学プロパーと接する機会への参加が乏しくなつてしまい、結果として歴史研究としての「鍛え方」が不十分になってしまった印象を受けるといえば、言い過ぎだろうか。
- (7) その後の研究においても、とくに聾啞者史研究や精神障害者史研究はそれ独自に進められており、「障害者」の歴史という枠組みは相変わらず意識されていない。この点からも生瀬の提示したものがいかに貴重なものだったかが分かつた。
- (8) ただし(グローマー2007b)は、数少ない貴重な史料集編纂の成果である。
- (9) もちろん筆者自身のこれまでの研究にも指摘できる課題であり、自戒を込めて指摘しておきたい。
- (10) (生瀬1989)の課題として、「史料を近世という枠で

- 一括して扱い分析する傾向をあげねばなるまい」(横田 1994: 530) という点も指摘されている。また(生瀬 1996) に収録された史料の傾向について、東昇が 2021年 7月に開催された障害史研究会にて報告しており、研究成果が公表されることを期待したい。
- (11) 以前筆者の研究報告に対して、河野より厳しい反論をいただいたことがある。その概要については(河野・安藤 2018) を参照されたい。筆者自身の関心とその後の実証研究の進捗により、今回は生瀬の研究のみに焦点を絞って論じることとなった。いずれ古代・中世の史料を収集し、独自に実証的にこのご批判に応える用意が整えば、改めて河野の研究についても論じてみたいと思う。
- (12) 例えばコロナ禍に見舞われた2020年から2021年にかけて、疫病や公衆衛生といったテーマの歴史研究がにわかには増えているように思われる。それ自体は結構なことではあるが、コロナ禍が収束してもなお続いていく傾向だろうか。東日本大震災後、にわかには災害史の研究が増えたような、ある種の「流行り」で終わりはしないかと危惧するのは、心配し過ぎだろうか。上述の『障害者問題史研究紀要』をめぐる経緯を思い出してみると、そうとばかりはいえない気がするのである。
- (13) 例えば(高橋 2005) をみれば、加藤の教えを受け継いだ弟子がいかに多くいるかがわかる。ただしその加藤の弟子達のなかにさえ、近世以前を対象として論じる者はほとんどいない。古文書を読むスキルを学習する機会の確保など、歴史研究に取り組みやすくなる条件整備が重要となろう。
- 参考文献**
- 荒川智 (2005) 「障害者問題史研究紀要の終刊を迎えて」『障害者問題史研究紀要』40号
- 板原和子 (1998) 「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (1)」『社会問題研究』48 (1)
- (1999) 「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (2)」『社会問題研究』49 (1)
- (2000a) 「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (3)」『社会問題研究』49 (2)
- (2000b) 「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (4)」『社会問題研究』50 (1)
- (2001) 「江戸時代後期における精神障害者の処遇 (5)」『社会問題研究』50 (2)
- 伊藤政雄 (1998) 『歴史の中のろうあ者』近代出版
- 大谷誠・中野智世 (2020) 「企画趣旨」『障害学研究』16号
- 岡田靖雄 (2011) 「弘前藩『御国日記』にみる乱心および自害」『日本医学史雑誌』第57巻第3号
- 勝野有美 (2009) 「障害者」友永健三・渡辺俊雄編『部落史研究からの発信 第3巻 現代編』解放出版社
- 加藤康昭 (1974) 『日本盲人社会史研究』未来社
- (1983) 「日本における障害者問題史研究の現状と課題 — 身体障害者問題を中心に —」『社会事業史研究』第11号
- (1992) 「近世の障害者と身分制度」朝尾直弘編『日本の近世 第七巻 身分と格式』中央公論社
- (1996) 「障害者教育史研究の視点」『障害者問題史研究紀要』第37号
- 川越敏司 (2015) 「山下麻衣編著『歴史のなかの障害者』」『社会経済史学』80-4号
- 木下光生 (2017) 『貧困と自己責任の近世日本史』人文書院
- 倉本智明・長瀬修編 (2000) 『障害学を語る』エンパワメント研究所
- グローマー・ジェラルド (2007a) 『瞽女と瞽女唄の研究 研究篇』名古屋大学出版会
- (2007b) 『瞽女と瞽女唄の研究 史料篇』名古屋大学出版会
- (2014) 『瞽女うた』岩波書店
- 河野勝行 (1987) 『障害者の中世』文理閣
- 河野勝行・安藤史郎 (2018) 「多様な姿の解明は必要だが、本質をずらしてはならない〜樋原裕二氏からの河野批判にお答えする〜」『全障研しんぶん』4月号
- 斎藤信訳・ケンペル (1977) 『東洋文庫303 江戸参府旅行日記』平凡社
- 障害史研究会 (2020) 『障害史研究』第1号
- (2021) 『障害史研究』第2号
- 慎英弘 (2017) 「障害者の歴史試論 — 本質と副次」『四天王寺大学大学院研究論集』11
- 新村拓 (1989) 『死と病と看護の社会史』法政大学出版局
- 末森明夫・高橋和夫 (2017a) 「西夏文字に見られる「障害」および「情報伝達」の認識機序」障害学会第14回大会報告資料 <http://maedat.com/jsds2017/program/>
- (2017b) 「椀叩と唾表象」『風俗史学』64号
- 末森明夫・新谷嘉浩・高橋和夫 (2016) 「『豊国祭礼図屏風』「非人施行」における障害者表象及び聾啞表象」『障害学研究』11号
- 杉本章 (2008) 『増補改訂版 障害者はどう生きてきたか — 戦前・戦後障害者運動史』現代書館
- 精神薄弱問題史研究会 (2005) 『障害者問題史研究紀要』40号 (終刊号)
- 高野信治 (2015) 「〈障害者〉への眼差し — 近世日本の人間観という観点から —」荒武賢一朗・太田光俊・木下光生編『日本史学のフロンティア2 列島の社会を問直す』法政大学出版局
- (2018) 「近世仏教説話にみる〈障害〉」『九州文化史研究所紀要』第61号
- (2020a) 「『障害史研究』刊行にあたって」『障害

- 史研究』第1号
- (2020b) 「〈障害者〉とその行方——地方（じかた）記録による実態研究の試み——」『障害史研究』第1号
- (2020c) 「近世日本の国家・社会と〈障害者〉」『歴史評論』842号
- 高橋智 (2005) 「先達に学び業績を知る 障害者社会史研究の開拓者 故・加藤康昭博士」『視覚障害』200号
- 滝澤武人 (2008) 「生瀬克己の〈挑戦〉」『桃山学院大学 人間科学』35号
- 谷合侑 (1996) 『盲人の歴史』明石書店
- 津名道代 (2005) 『難聴 知られざる人間風景 下 日本史に探る聴覚障害者群像』文理閣
- 同文館編輯局編 (1910) 「城州八幡孝女傳」『日本教育文庫 孝義篇下』
- 中江和恵・山住正己編注 (1976) 「小児必用養育草」『子育ての書 1』平凡社
- 生瀬克己 (1983) 『「孤独」と「放置」の精神史 障害者たちの「近世」年表編』千書房
- (1988) 『障害者だから不幸なのか』三一書房
- (1989) 『近世日本の障害者と民衆』三一書房
- (1991) 『障害者問題入門』解放出版社
- (1993) 『「障害」にころされた人びと 昭和の新聞報道にみる障害の者（障害者）と家族』千書房
- (1996) 『近世障害者関係史料集成』明石書店
- (1997) 「障害者の自立と生活保障」山本博文編『別冊歴史読本 江戸の危機管理』新人物往来社
- (1999) 『日本の障害者の歴史 近世篇』明石書店
- (2000) 『共生社会の現実と障害者』明石書店
- (2005) 「心のかげはし——障害とともに歩む社会を——」和歌山人権研究所編『人権ブックレット第6号 心のかげはし——障害とともに歩む社会を——』和歌山人権研究所
- (2006) 「破壊される心と身体」倉沢愛子・杉原達・成田龍一・テッサモーリススズキ・油井大三郎・吉田裕編『岩波講座 アジア・太平洋戦争6 日常生活の中の総力戦』岩波書店
- 生瀬克己編 (1986) 『障害者と差別語 健常者への問いかけ』明石書店
- 花田春兆 (1997) 『日本の障害者：その文化史的側面』中央法規
- (1999) 「歴史は創られる」石川准・長瀬修編『障害学への招待』明石書店
- 原田信一 (2001) 『近世障害者生活史の研究』みづほ出版
- 樋原裕二 (2015) 「父よ、殺すな——「障害児殺し」をめぐる日本人の歴史——」『全障研しんぶん4月号』
- (2019a) 「大阪における介護の担い手と互助の歴史」『地域社会福祉史研究』第8号
- (2019b) 「結婚からみる障害者の暮らしと障害観の歴史」『障害学研究』15号
- (2019c) 「障害者・高齢者の介護と担い手の歴史」『大阪市社会福祉研究』42号
- (2020a) 「京都の町触からみる近世の知的障害者」『全障研しんぶん4月号』
- (2020b) 「前近代における障害者・高齢者の移動と助け合い」『大阪市社会福祉研究』43号
- (2021) 「江戸時代における認知症高齢者の実態と周囲の人々の対応」『地域社会福祉研究』No.49
- 広瀬浩二郎 (1997) 『障害者の宗教民俗学』明石書店
- (2007) 「“見えない”者たちが創った日本史 琵琶法師、イタコ、瞽女からの問いかけ」『部落解放』586号
- 藤井渉 (2017) 『障害とは何か 戦力ならざる者の戦争と福祉』法律文化社
- 細川涼一 (1989) 「書評 河野勝行『障害者の中世』」『歴史学研究』589号
- 牧田俊樹 (2018) 「ヒルコとは如何なる存在であったか——その肉体的特徴と社会的意味付け」『障害学研究』(14)
- (2019) 「白人・胡久美はなぜ罪とされたのか——古代の「身体障害」と罪の内実——」『障害学研究』(15)
- (2020) 「なぜ「疾者」は穢れとされるに至ったか」『障害学研究』(16)
- 丸本由美子 (2012) 「江戸期日本の乱心者と清代中国の瘋病者（上）——その刑事責任に関する比較研究を中心として——」『北陸史学』59号
- (2013) 「江戸期日本の乱心者と清代中国の瘋病者（下）——その刑事責任に関する比較研究を中心として——」『北陸史学』60号
- 桃山学院大学総合研究所 (2008) 『桃山学院大学 人間科学』35号
- (2009) 『桃山学院大学 人間科学』37号
- 森永種夫編 (1962) 『長崎奉行所記録 御仕置何集 上巻』犯科帳刊行会
- 山下麻衣編 (2014) 『歴史のなかの障害者』法政大学出版局
- 山田明 (1986) 「明治初期京都府における障害者救助——『恤救名簿』掲載者の検討を中心にして——」『社会福祉学』27 (2)
- (2013) 『通史 日本の障害者 明治・大正・昭和』明石書店
- 横田則子 (1994) 「近世都市社会と障害者」塚田孝ほか編『身分的周縁』部落問題研究所出版部
- 吉田久一 (1984) 『日本貧困史 生活者の視点による貧しさの系譜とその実態』川島書店
- 〔付記〕
- 本稿は大阪社会福祉史研究会定例会（2021年1月23日開催）の報告内容を基にしている。